西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
アジアニューズレター

2021年
3月8日号

ベトナム：個人情報保護に関する政令案の概要及びその留意点

執筆者：村田 知信

1. 個人情報保護に関する政令案の公表

ベトナムでは、2019 年 12 月に、ベトナム初めての包括的な個人情報保護法令となる個人情報保護に関する政令案の概要が公表されていましたが、2021 年 2 月 9 日、当該概要案をより詳細にした政令案(以下「本政令案」といいます。)が公安省からパブリックコメント募集のために公表されました。

現在、ベトナムでは、EU の GDPR(一般データ保護規則)や日本の個人情報保護法のような、包括的な個人情報保護に関する法規制は存在せず、サイバー情報セキュリティ法等の個別の法令が個人情報取扱いの際に本人の同意を取得する義務等を定めています。以前はこのように包括的な個人情報保護規制を有さない国は珍しくなかったのですが、近年世界的に個人情報に関する法規制を整備する動きが広がっています。ベトナムの近隣諸国でも、2010 年前半に相次いで個人情報保護法を制定したシンガポール、フィリピン及びマレーシアに加え、タイでは 2019 年に GDPR に類似した個人情報保護法が施行され(全面施行は 2021 年 6 月予定)、インドネシアやインドでも個人情報保護法が審議されています。

このような世界的潮流の中、ベトナムでも本政令案が公表され、その内容はこれまでの個人情報関連規制を大きく変更・厳格化するものとなっています。

2. 本政令案の概要

本政令案は、GDPR の影響を受けてはいるものの、タイの個人情報保護法のように GDPR の法規制をほぼそのまま導入するものではなく、かなり独自性が強いもののように思われます。

例えば、本政令は、GDPR と同じく、個人情報の処理に本人の同意等の適法性の根拠を必要とし、一定のセンシティブ個人情報について厳格な規制を適用し、個人情報の国外移転規制を有し、アクセス権、訂正権、削除権等の本人の権利を認め、データ保護責任者選任、個人情報保管期間、安全管理義務等に関する規定を有しています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
E-mail: newsletter@nishimura.com

© Nishimura & Asahi 2021

その一方、本政令案は、GDPR のように①個人情報を主体として管理する「管理者」と②管理者に代わって個人情報を処理する「処理者」を分けてそれぞれに異なる規制を適用する枠組みを採用していません。そのために②処理者に関する規制(管理者の処理者に対する監督義務や処理者との契約に一定の義務を規定することを求める規制等)が存在しません。また、域外適用の対象を具体的に定める規定や域外適用の場合に域内に代理人を設置する義務を課す規定も有していません(適用対象の定めとしては「ベトナムで事業を行っている国内外の全ての事業者等に適用される」と規定されているのみです)。さらに、国外移転規制等の規制の内容についても、GDPR とは異なった枠組みが採用されている規定が多く、全体的に当局の関与が強い規制となっています。

3. 本政令案への対応と時間軸

本政令案においては、個人の金融関係情報等のセンシティブ個人情報を処理する場合のデータ保護影響評価の実施及び処理の登録、個人情報を国外移転する場合の個人情報保護委員会からの書面承認の取得等の当局関連の手続きの他に、事業者が個人情報を処理する場合は、本人に一定の事項を通知して一定のルールに従って同意を取得したり、個人情報保護規程を整備したりすること等が求められています。そのため、本政令が施行された場合、これらの規定を遵守するための社内規程の整備、プライバシーノーティス、同意書フォーマットの作成等の法令対応作業が必要になります。

なお、本政令案には 2021 年 12 月に施行される旨が規定されていますが、猶予期間の定めが存在しません。ベトナムでは政令が予定どおり施行されないのは珍しくないことや今後本政令案の内容が変更される可能性も相当程度あることに鑑みると、いつからこのような法令対応作業を開始するべきかは悩ましい問題です。

4. 実務上の留意点

以下では、現在の政令案の内容に基づき、実務上特に留意すべきと思われる点をいくつか紹介します。

(1) 売上げの最大 5%という罰金の導入

本政令案には、公安省の下に個人情報保護委員会が設立され、同委員会が事業者による本政令案の遵守等を監視する旨が規定されています。また、事業者が本政令案に違反した場合個人情報処理の中止命令が下され得ることに加えて、後述するセンシティブ個人情報の登録義務、個人情報の国外移転規制等に違反した場合、最大 1 億 VND(約 45 万円)の罰金、そのような違反を繰り返した場合はベトナム国内の売上げの最大 5%という罰金が科され得ます。

ベトナムでは、現状、当局による個人情報関連規制の執行が積極的に行われておらず、また罰金額も低額であるため、「規制があっても実質的リスクが少ないので規制違反のリスクをとる」という方針をとっている事業者も存在します。しかし、上記の規定に鑑みると、本政令案の施行後は、ベトナムでも当局による個人情報関連規制に対する監督・執行が徐々に活発化してくる可能性があるので、留意が必要です。

(2) センシティブ個人情報に関する幅広い定義と関連する義務

本政令案では、個人情報が「個人に関する情報又は特定の個人の識別又は識別するための性質に関する情報」と広く定義された上で(2 条 1 項)、個人情報が基礎個人情報とセンシティブ個人情報に区分され、それぞれに以下の情報が含まれると規定されています。

【基礎個人情報】(2 条 2 項各号)

① 氏名、ミドルネーム及び出生名、別名(存在する場合)
② 生年月日、死亡又は行方不明の日
③ 血液型及び性別
④ 出生地、出生登録地、永住地、現住居、出身地、連絡先アドレス及び電子メールアドレス

© Nishimura & Asahi 2021

⑤　学歴
⑥　民族的出自
⑦　国籍
⑧　電話番号
⑨　ID カード番号、パスポート番号、市民識別番号、運転免許証番号、プレート番号、個人税識別番号及び社会保険番号
⑩　婚姻状況
⑪　オンラインにおける活動又は活動履歴を反映した情報

【センシティブ個人情報】(2 条 3 項各号)
①　政治的・宗教的見解に関する個人情報
②　個人の健康情報、すなわち医療サービスへの登録又は当該サービスの提供の過程で収集及び特定された本人の身体的・精神的健康状態に関する情報
③　個人の遺伝的情報、すなわち各個人の遺伝された又は獲得された遺伝的特徴に関する情報
④　個人の生体情報、すなわち個人の身体的・生物学的特徴に関する情報
⑤　性別の状況に関する個人情報、すなわち男性、女性、ジェンダー中立、両性具有若しくは男性と女性の両方の特徴を有する又は出生時に同定された性別と異なる性別を自己認識する人々に関する情報
⑥　生活及び性的指向に関する個人情報
⑦　法執行機関が収集・保管する犯罪者や犯罪行為に関する個人情報
⑧　個人金融情報、すなわち金融機関が本人に提供する口座、カード又は決済手段を識別するために使用される情報、又は、金融機関、原金融データ及び本人との関係に関する情報(記録、財政状態、信用履歴及び所得水準を含む)
⑨　個人の所在地情報、すなわち、個人の以前及び現在の物理的な所在地に関する情報
⑩　社会的関係に関する個人情報
⑪　その他法令に定める個人情報

事業者は、センシティブ個人情報に該当する個人情報を処理する場合、事前にデータ保護影響評価を実施し、その処理の詳細を個人情報保護委員会に説明することで、センシティブ個人情報の処理を登録する必要があります(20 条)。上記のとおりセンシティブ個人情報は個人の金融関係情報をも含む形で広く定義されており、当該定義が維持された場合、多くの事業者がこれらの措置を実施する義務を負うことになると思われるため、留意が必要です。

(3)　個人情報の国外移転の厳格な制限

本政令案は、個人情報の国外移転規制を有しており、具体的には、「ベトナム市民の個人情報は、以下の 4 つの要件が完全に満たされた場合、ベトナムの国境及び領土外に移転することができる」と定めています(21 条 1 項)。
①　本人が移転に同意する
②　オリジナルデータがベトナムで保管される
③　情報を受領する国、領土又は当該国若しくは領土内の特定の地域が、本政令に定める水準と等しい又はそれ以上の水準の個人情報保護に関する規制を有していることを証明する書類が付与される
④　個人情報保護委員会の書面による承認を得る

また、本政令案は、類似した規定として、「個人情報は、次の場合には本条第 1 項に定める要件(注:上記の 21 条 1 項に規定された 4 要件)を満たさずにベトナム領域外に移転することができる」とも定めています(21 条 3 項)。
①　本人が移転に同意する
②　個人情報保護委員会の書面による承認を得る
③　個人情報を保護するための事業者のコミットメントが存在する
④　個人情報保護手段を実施するための事業者のコミットメントが存在する

Ⓒ Nishimura & Asahi 2021

本政令案の文言はベトナム語の原文でも趣旨不明瞭な部分が散見され、上記 21 条 1 項と 3 項の関係・使い分け(どのような場合に 21 条 3 項に依拠してオリジナルデータのベトナム国内保存義務を免れることができるか等)や 21 条 3 項の「コミットメント」の詳細は現時点では不明確です。ただし、現在の文言が維持された場合、個人情報を国外に移転する際には、少なくとも、本人の同意と個人情報保護委員会の書面承認が必要となり、一定の場面にはオリジナルデータをベトナム国内に保存する義務が課せられることに留意が必要です。

(4) 個人情報処理のための本人同意に関する厳格な規制

本政令案は、個人情報を処理するためには適法性が求められる旨規定しているものの(3 条 1 項)、その適法性の根拠は本人の同意が中心であり、本人の同意なく個人情報を収集、利用又は第三者提供できる場合は非常に限定されています。日本の個人情報保護法と異なり、取得にも本人の同意が必要とされており、グループ会社、委託先、M&A の相手方等との間の個人情報の共有を容易にするための規定は存在しませんし、GDPR のように「正当な利益」等の本人の同意なく個人情報を柔軟に処理することを可能とする適法性の根拠も規定されていませんし、シンガポールの個人情報保護法のように「みなし同意」を認める規定も存在しません。したがって、本政令案が現在の内容で施行された場合、事業者は個人情報を処理する場合にほぼ常に本人の同意を取得することが必要となります。

この点は実は現在のベトナムの個人情報関連規制でも同様であり、取引先従業員の個人情報を処理する場合等、本人から同意を取得することが現実的ではない場合によく問題になっています。そのような場合、実務的には、黙示の同意が存在すると考えて明示的な同意を取得しないで済ませる対応も見られるところです。

ところが、本政令案では、本人による沈黙又は非回答を同意と解釈してはならない旨が明記されています。また、同意は書面で印刷又はコピーすることができる様式で取得することが求められ、本人による同意撤回の権利が明記されるなど、同意に関する規制が厳格化されています(8 条)。このような規制の下では、黙示の同意を得たという説明はもはや採用できないと思われます。

このように、本政令においては、個人情報が広く定義され、個人情報の処理に原則本人の同意が必要となるにも拘わらず、実務上本人の同意取得が困難な場面に対応するための規定がほぼ存在しません(ただし、匿名化した個人情報を調査又は統計のために処理する場合は本人の同意が不要とされています)。したがって、本政令案が現在の内容で施行された場合、諸外国であれば本人の同意取得が不要な個人情報の処理についてベトナムでは本人の同意取得が必要となり、それが事業活動やデータ利活用の障害になることがあり得ると思われるため、留意が必要です。

村田 知信（むらた ともの ぶ）　西村あさひ法律事務所　弁護士
to.murata@nishimura.com
2010 年弁護士登録、2020 年ニューヨーク州弁護士登録。UCLA ロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームである Bristows LLP に出向。2019 年から 2020 年にかけてホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのサイバーセキュリティー、データ保護等の IT 関連規制や IT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019 年)。

© Nishimura & Asahi 2021

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に 18 の拠点を設けています。

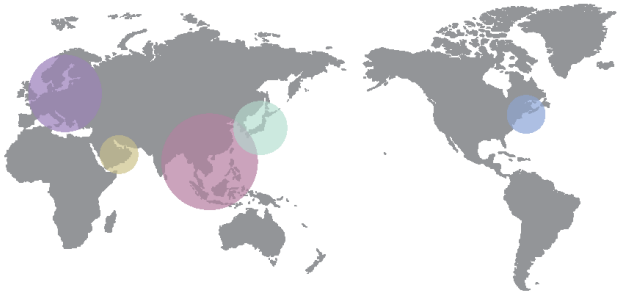

東京
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200　Tel 03-6250-7210（弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所）

名古屋
Tel　052-533-2590
社員　藤井宏樹

大阪
Tel　06-6366-3013
社員　臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡
Tel　092-717-7300
社員　尾崎恒康
髙木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク
Nishimura & Asahi NY LLP
Tel　+1-212-830-1600
E-mail　info_ny@nishimura.com
執行パートナー　山口勝之
副執行パートナー　清水恵
パートナー　辰巳郁
浦野祐介

ドバイ
Tel　+971-4-386-3456
E-mail　info_dubai@nishimura.com
カウンセル　森下真生

フランクフルト
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)211-5403-9512

E-mail　info_europe@eml.nishimura.com
共同代表　石川智也
ドミニク・クルーゼ

バンコク
Tel　+66-2-168-8228
E-mail　info_bangkok@nishimura.com
パートナー　小原英志
下向智子
タイパートナー*　Chavalit Uttasart (SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1
Walalangi & Partners
Tel　+62-21-5080-8600
E-mail　info@wplaws.com
執行パートナー　Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel　+62-21-2933-3617
E-mail　info_jakarta@nishimura.com
パートナー　町田憲昭

ヤンゴン
Tel　+95-1-8382632
E-mail　info_yangon@nishimura.com
代表　湯川雄介
副代表　今泉勇

北京
Tel　+86-10-8588-8600
E-mail　info_beijing@nishimura.com
首席代表　中島あずさ
代表　志賀正帥

上海
Tel　+86-21-6171-3748
E-mail　info_shanghai@nishimura.com
首席代表　野村高志
代表　東城聡
木下清太

シンガポール
Tel　+65-6922-7670
E-mail　info_singapore@nishimura.com
共同代表　山中政人
宇野伸太郎
パートナー　佐藤正孝
煎田勇二
イカング・ダーヤント*

ご案内：シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2
Tel　+852-2336-8586
E-mail　s.okada@nishimura.com
代表　岡田早織

ハノイ
Tel　+84-24-3946-0870
E-mail　info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括　小口光
代表　平松哲

ホーチミン
Tel　+84-28-3821-4432
E-mail　info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括　小口光
代表　大矢和秀
ベトナムパートナー*　Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北
西村朝日台灣法律事務所
Tel　+886-2-8729-7900
E-mail　info_taipei@nishimura.com
共同代表　孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所　*2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

© Nishimura & Asahi 2021